

令和7年度 第4回沖縄地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時 令和7年8月26日(火) 18:30~19:16

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

3 出席者

公益代表委員 5名(岩橋培樹、上江洲純子、金城智誉、城間貞、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)

使用者代表委員 4名(新垣朝雄、喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略)

事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長
補佐、伊計係員)

4 議題等

(1) 沖縄県地域別最低賃金改正に係る専門部会報告について

(2) 沖縄県地域別最低賃金改正に係る答申について

(3) その他

5 配付資料

(1) 「沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書」

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会

第4回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

皆様、大変長らくお待たせいたしました。

これより令和7年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

皆様、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、各委員の出欠状況ですが、本日、使用者側代表の比嘉委員が所用のため欠席でございます。

よって、出席者は、公益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が4名となりまして、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

これからの議事の進行につきましては、上江洲会長にお願いしたいと思います。

上江洲会長

改めまして、長らくお待たせいたしました。

特に専門部会の委員以外の本審の委員の方々、それから傍聴人の皆様も大変お待たせして申し訳ございません。

これから令和7年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきたいと思います。

本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員は野原委員、使用者側委員は新垣委員お願いいたします。

（両委員、了解）

上江洲会長

それでは、早速ですけれども、次第1「沖縄県地域別最低賃金改正に係る専門部会報告について」に入りたいと思います。

先ほどまで行われておりました第11回の沖縄県最低賃金専門部会におきまして、改正額及び発効日が全会一致ではまとまりませんでした。

そのため採決を採らせていただきました。

したがって専門部会における審議結果を、本審で検討し、本審における最終結果をもって沖縄労働局長へ答申を行っていききたいと思います。

まずは専門部会の報告をさせていただきたいと思います。お手元に専門部会報告書、配付はされておりますか。

崎原賃金室長

大変申し訳ないです。

今、報告書の写しのほうを印刷しております。

すみません。

申し訳ないです。

上江洲会長

すみません、では、ちょっとお待ちいただければと思います。

報告書がお手元に参りましたら、確認をお願いしたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(事務局、報告書写しを配付)

上江洲会長

では、今、お手元に報告書の写しが配付されているかと思えます。

まず、内容について少し確認をする時間を取りますので、ご覧になってください。

(しばらくの間)

上江洲会長

追加で次第も配付されておりますので、ちょっとそれもお覧になってください。

では、今配付されました専門部会の報告書の写しについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

大変お待たせしました。先ほど行われた専門部会での報告書を私のほうで読み上げたいと思います。

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみななかったため、別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員については省略いたします。

審議経過について、かいつまんでご説明いたします。

7月18日に第1回専門部会が開催されまして、部会長、部会長代理の選出、運営規程案等について協議がなされました。

第2回専門部会では、事業場実地視察、3事業場に赴き、そこで意見交換等が行われました。

第3回の専門部会が7月30日に行われまして、参考人意見聴取、基礎調査結果の報告を行いました。

第4回、8月6日、ここで改正額の提示・調整が1回目の提示になりますが、労側の提示が104円引き上げて1,056円とし、使側が29円引き上げ、981円の提示を行っております。

第5回の専門部会以降、労使ともに歩み寄っていただき、改正額の調整を行っております。

そして本日、第11回専門部会が行われまして、改正額の調整については、労側の提示が952円を71円引き上げ、1,023円、使側の提示が952円を65円引き上げて1,017円です。

発効日の調整では、労側提示が令和7年11月1日、使側の提示が令和8年1月1日、労使の提示が折り合わなかったため、公益見解として令和7年12月1日を示しました。

全会一致に至らなかったため、労側の提示額及び公益見解の発効日と使側の提示額及び発効日について採決を行いました。

952円を71円引き上げ、1,023円、発効日は令和7年12月1日について賛成が5名、そして952円を65円引き上げ、1,017円、発効日は令和8年1月1日について賛成が3名となっております。

別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意されたところです。

続いて、別添のほうに移ります。

少々長いですが、全て読み上げます。

(1) 今年の審議に当たって、当審議会から中央最低賃金審議会及び厚生労働省に対し、引上げ額の目安を算出した具体的な根拠について照会したが、明確な回答を得ることができなかった。最低賃金法第9条第2項に定める法定3要素のデータが不十分となると、地方の審議会ですべて自主性を発揮した十分な議論を行うことができない。

今後、中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを強く求めるとともに、参照すべき地域別の統計データを地方最低賃金審議会の求めに応じ、確実に提供していただくことを要望する。

(2) 政府は最低賃金について、「2020年代中に全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、この方針に沿って毎年大幅な引上げが続くと、特に労務費を含む価格転嫁の状況を踏まえると、最低賃金引上げの影響を大きく受ける地方の中小企業・小規模事業者は改定への対応が年々厳しくなっている現状にある。

特に、最低賃金発効までのプロセスについて、現状では、①結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定時に相当な時間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を年初めまたは年度初めなどの指定日発効とすることを強く要望するとの使側の意見がある。

その一方で、地域別最低賃金の発効日については、労使交渉による賃上げの手段を持たない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10月の早い段階で発効するべきとの労側の意見もある。

これら発効日に関する労使双方の意見を踏まえると、国及び中央最低賃金審議会においては、指定日発効の在り方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきであり、その旨強く要望するものである。

(3) 国に対し、中小企業、小規模事業者が、賃金上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」に基づく労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう要望する。

(4) 国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望する。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、申請から助成金の支給までの期間の長さが指摘されているところである。このため、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、手続の簡素化等により、助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

(5) 公契約については、参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が新年度予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の71円になったことを踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底するよう求める。

以上、報告いたします。

上江洲会長

ありがとうございます。

ちょっと報告が長くなりましたけれども、今回、専門部会の審議は、先ほどの報告にもございましたように、専門部会の開催回数としても最多に及びます。

そして、審議期間も最長となりました。

これは中央の目安提示が遅れたことも影響はしているのですが、やはり今回、目安についても最高額の提示があり、そして、時給額で1,000円超になるかどうかという大変注目された審議となっております。

その中で、労使それぞれの立場で、労働者のほうは生計費を中心として、そして使用者の側は支払い能力の点から、賃金の改定状況も踏まえながら、粘り強く調整に応じていただきました。

この場を借りて専門部会の委員の皆様にお礼を申し上げます。

ただ、専門部会の報告にもございましたように、採決せざるを得ない状況にはなりました。

そのため本審でも採決を採らないといけない状況ではございますが、先ほどの報告にもありましたように、公労使3者で要望事項を添付するというところで合意をしております。

この点についても後でお諮りいたしますけれども、このように、専門部会は採決による結審で終了したことをご報告いたします。

この報告書の内容について、専門部会の委員以外の本審委員の方もいらっしゃいますので、ここでご質問等、ご発言等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(特になし)

上江洲会長

では、本審でも結論を採決で採らないといけませんので、採決に移らせていただきます。

先ほどの報告にございましたが、労働者側の提示額については現行の952円を71円引き上げて1,023円とするとの提示がありました。

そして、発効日の点に関しては専門部会でも歩み寄りをいただいたところではございますが、双方の提示額について差が埋まりませんでしたので、公益見解として12月1日をお示しさせていただきました。

それに関して、71円引上げ、それから、公益見解の12月1日ということで専門部会でも採決を採らせていただいております。

そのため、本審におきましても、現行の952円を71円引き上げて1,023円とすること、そして、発効日を指定日の12月1日とすることに賛成の方はここで挙手をお願いいたします。

(9名挙手)

上江洲会長

ありがとうございます。

次に、使用者側が示した内容になりますけれども、現行の952円を65円引き上げて1,017円とすること、そして、発効日につきましては、指定発効の令和8年1月1日とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(4名挙手)

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、採決の結果を申し上げます。

改正額につきましては、現行の時間額952円を71円引き上げて1,023円にすること、そして、発効日につきましては12月1日の指定発効とする結論とさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

そして、先ほど報告ございました専門部会の報告書には公労使3者で調整をしました要望事項が添付されております。

これも答申案の中に盛り込むということで、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、事務局において答申文（案）の準備をしていただきたいと思いますので、しばらくお時間頂戴してもよろしいでしょうか。

(事務局、答申文（案）作成、配付)

上江洲会長

今、事務局のほうから答申文（案）が配付されておりますので、それぞれ内容をご確認されて、お気づきの点があればご指摘をいただきますとありがたいです。

(委員、答申文（案）の内容を確認)

上江洲会長

内容をご確認いただいているところかと思いますが、この答申文（案）でよろしいですか。

(異議なし)

上江洲会長

特にご指摘ないようでしたら、これをもって次第2に移らせていただこうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

では、次第2の「沖縄県地域別最低賃金改正に係る答申」に移ります。

では、事務局、準備をお願いします。

(柴田労働局長、上江洲会長席後方へ移動)

崎原賃金室長

マスコミ関係者の方は前に移動をして結構です。

上江洲会長

では、答申いたします。

沖縄県最低賃金の改正決定について。

当審議会は、令和7年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮問があった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論になったので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和5年10月8日発効の沖縄県最低賃金（時間額896円）は令和5年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、政府等に対し別添のとおり付帯決議するので、格別の対応を強く要望する。別紙1でございます。

沖縄県最低賃金。

- 1、適用する地域、沖縄県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,023円。
- 5、この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、令和7年12月1日。

別紙2、そして別添については、先ほど報告があったとおりですので、省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

（上江洲会長から柴田労働局長へ答申文が手交される）

（柴田労働局長、自席に戻る）

上江洲会長

ただいま答申が無事終了いたしました。

ありがとうございます。

ここで柴田労働局長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしくお願ひいたします。

柴田労働局長

ただいま上江洲会長から令和7年度の沖縄県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

上江洲会長及び金城会長代理をはじめ、委員の皆様には慎重かつ真摯にご審議いただきましたことをまづもって感謝申し上げます。

沖縄県最低賃金の改正決定に関しましては、最低賃金法に規定された3要素、生計費、賃金、支払い能力や中央最低賃金審議会にて示された目安、また県内の経済情勢や雇用情勢等、特に中小企業、小規模事

業者等の置かれている状況を含め総合的に勘案され、今回、時間額1,023円の答申や発効日が12月1日との答申をいただきました。

まずは今後労働局におきまして、この答申を踏まえて、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続を進めさせていきたいと思っております。

また、付帯決議として要望事項もいただきました。

要望の事項の(4)では、業務改善助成金やキャリアアップ助成金についても、申請から支給までの期間に係るご指摘をいただきました。

これらの助成金につきましては、中央最低賃金審議会の答申でも賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求めると国に対して要望されているところでございます。

付帯決議のその他の要望につきましても、国や地方公共団体などの関係機関に強く働きかけ、協力を要請してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、労働局におきまして、引き続き県内事業者の賃上げに向けた環境整備にしっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、今年度は専門部会を例年以上に多く開催し、公労使で真摯なご議論を重ね、また大変なご苦勞いただき、本日答申をおまとめいただきました。

上江洲会長をはじめ、委員皆様に対しまして重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも労働行政の円滑な推進につきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

上江洲会長

柴田労働局長、ありがとうございました。

次第3は「その他」となります。

事務局からは何かございますか。

崎原賃金室長

今しがた会長のほうから局長宛て答申がなされましたが、答申内容に対する異議の申立ての日程についてご説明いたします。

本日から公示を行いまして、異議申立ての締切りを9月10日水曜日といたします。

異議申立てがありました場合は、9月11日木曜日9時30分から第5回本審において異議申立てに係る審議をお願いしたいと思います。

異議申出書の提出がありましたら、委員の皆様にもメールにてご報告いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、9月11日の異議審に出席出来ない場合は、分かり次第、事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

以上となります。

上江洲会長

ただいま事務局から異議審の説明ですね、異議の申出があった場合の第5回本審の日程調整の説明がございましたが、この点大丈夫ですか。

(特になし)

上江洲会長

今後、事務局から連絡が入るかと思しますので、日程の確保方どうぞよろしくお願いいたします。

これで全ての次第の審議が終了いたしました。

労使それぞれ何かコメントございますでしょうか。

(特になし)

上江洲会長

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

夜までかかってしまいましたけれども、第4回沖縄地方最低賃金審議会をこれで終了したいと思います。

大変ありがとうございました。

お疲れ様でした。